

京丹後市「旬」でもてなす食のまち」  
ロゴマーク及びキャッチコピー使用マニュアル



京丹後市  
平成29年10月

## 目 次

I	はじめに	p.3
II	申請について	p.4
III	デザインについて	p.5-6
IV	注意事項など	p.7-9

# I はじめに

このマニュアルは、「旬」でもてなす食のまち」PRロゴマーク・キャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という）の使用について、京丹後市「旬」でもてなす食のまち」ロゴマーク及びキャッチコピー使用規程に基づき、必要な事項を記しています。



このロゴマーク等は、市が目指す、「旬」でもてなす食のまち」のイメージを発信するために作成しました。ロゴマーク等は、チラシやパンフレット、ポスター、ホームページ、商品パッケージへの掲載など市内外の方に使用していただけます。

使用にあたっては、後述の注意事項等本使用マニュアルの記載内容をご確認のうえ、誤った使い方などが無いよう十分に注意してください。（※ただし、このマニュアルでは、使用方法の理解のために、誤った使い方を記載している箇所があります。）

★ロゴマーク等は、左上の枠組内のかたちを基本とします。

※掲載物の特性等を踏まえ、縦組または横組、単独で 사용할 ことができます（その他使用例参照）。

## <ロゴマーク>

全国的に知名度があり、京丹後市の旬の味覚を代表するカニと、波しぶきを用いて“旬”や食材のみずみずしさを表現しました。

## <キャッチコピー>

豊かな自然を背景に育まれた良質な四季の食材を、本市の食の最大の強みと捉え、その象徴ともいえる「旬」の一文字を使用し「旬の京丹後」としました。

## Ⅱ 申請について

ロゴマーク等を使用する場合には、以下に示す所定の手続きに従って申請し、使用前に承認を得てください。たとえ個人で楽しむためであっても申請が必要です。

### ①必要書類をご用意ください。

- (1) 京丹後市「“旬”でもてなす食のまち」ロゴマーク及びキャッチコピー使用承認申請書  
→京丹後市公式ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、押印してください。
- (2) ロゴマーク等を使用するチラシ、ポスター、商品等使用対象物件(以下「使用対象物件」という。)の見本  
(見本が添付できない場合は、写真や印刷原稿等)
- (3) 申請者の事業内容等を示す資料(営利を目的としない個人の場合は除く。)

### ②書類は、下記へ持参、または郵送してください。

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野385-1 京丹後市商工観光部観光振興課  
電話 0772-69-0450 ファクシミリ 0772-72-2030 Eメール kankoshinko@city.kyotango.lg.jp

### ③書類などに基づき審査を行います。

ロゴマーク等を使用するに相応しい内容であるかを審査します。  
審査期間は通常2週間を予定しています。立体物など特殊な場合には、審査期間が長くなることがあります。

### ④書面をもって審査結果を通知します。

承認する場合でも、使用方法などについて条件を付すことがあります。また不承認の場合には、その理由を明記します。

### ⑤「Ⅲ デザインについて」(P.5～6)のルールに従ってロゴを使用してください。

### ⑥ロゴマーク等のデータは、承認後、メールで送付することを基本とします。

### Ⅲ デザインについて

#### ①ロゴの表示色

使用できる色の組み合わせは以下のとおりです。



#### A. メインカラー(単色)

ワインレッド          DIC196

#### B. サブカラー(単色および複色)

ブラック  
 ダークブルー          DIC433  
 イエローグリーン      DIC211  
 ブルー                  DIC140  
 ゴールド                DIC527  
 シルバー                DIC622

※オレンジカラー(「カニ」及び「旬」の文字の一部)  
 オレンジ                DIC2511

#### C. 白抜き

ロゴマーク等を掲載(使用)する場所の色が濃い場合は、白抜きで表現することを推奨します。

色の指定はありませんが、ワインレッド、ブラック、ダークブルーを背景色とすることを推奨します。

### Ⅲ デザインについて

#### ② ロゴマークの大きさ

ロゴマークは、右図のように使用最小サイズ(10mm以上)がありますので、ご注意ください。



#### ③ 禁止事項

ここで示す事例は間違った使い方です。規程を遵守し正しく表示してください。



旬の京丹後

✗ 指定色以外の色で表示してはいけません



旬の京丹後

✗ シンボルマークを変形や回転してはいけません



旬の京丹後

✗ シンボルマークの一部に変更を加えて使用してはいけません



旬の京丹後

✗ シンボルマークとキャッチコピーを組み合わせて使う場合は、指定の字体以外は使用してはいけません

ロゴマーク等の視認性を配慮し、背景色や表記位置を選んでください。



## IV 注意事項など

### ① 次の内容に該当するときは、使用の申請を承認しません。(第4条関連)

- (1) ロゴマーク等の使用の目的が公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) ロゴマーク等の使用によって市の信用又は品位を害するおそれのあるとき。
- (3) ロゴマーク等の使用によって第三者の利益を害するおそれのあるとき。
- (4) ロゴマーク等の使用によって特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号のいずれかに該当する営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) 京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (7) ロゴマーク等の使用によって物品又は役務について市が提供者等であるとの誤認又は混同を生じさせるおそれのあるとき。
- (8) ロゴマーク等のイメージを損うおそれのあるとき。
- (9) ロゴマーク等を変形し、又は改変して使用するとき。
- (10) ロゴマーク等そのものを商品化するとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマーク等の使用が適当でないと認めるとき。

### ② ロゴマーク等の使用期間(第4条関連)

- (1) 使用の承認の日の翌日から起算して2年を超えない範囲とします。
- (2) 引き続き使用を希望する場合は、当該使用期間の満了する1月前までに、京丹後市「“旬”でもてなす食のまち」ロゴマーク及びキャッチコピー使用承認更新申請書(ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入のうえ、提出してください。

## IV 注意事項など

### ③ロゴマーク等を使用するときは、次の内容を守ってください。(第6条関連)

- (1) 承認された使用目的及び使用対象物件のみに使用してください。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出してください。ただし、提出が困難であると市長が認めるときは、完成品の写真又は図面等を提出してください。
- (3) 使用の承認を受けた者以外の者にロゴマーク等を使用させないでください。
- (4) ロゴマーク等そのものを商品化しないでください。
- (5) 指定色以外の色を使用しないでください。
- (6) ロゴマーク等の一部のみを使用し、ロゴマーク等を変形若しくは改変して使用しないでください。

### ④ロゴマーク等の使用内容の変更(第8条関連)

- (1) 使用する期間、商品、販売場所などを変更する場合には、京丹後市「旬」でもてなす食のまち」ロゴマーク及びキャッチコピー使用承認内容変更申請書(ホームページからダウンロードできます)を、京丹後市役所(P.4参照)に提出してください。
- (2) ロゴマーク等の大きさや色のパターンを変更する場合も使用承認内容変更申請書が必要です。
- (3) 審査期間は、使用内容の変更の程度によって異なります。

### ⑤ロゴマーク等の使用承認の取り消し(第9条関連)

- (1) 使用者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用の申請の内容に偽りがあることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ロゴマーク等の使用継続が不相当であると市長が認めたとき。

※使用承認が取り消された場合は、速やかにロゴの使用を中止してください。

なお、その際に生じる損害について、京丹後市は一切の責任を負いません。



### ⑥使用の非独占性等(第10条関連)

- (1) 使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してロゴマーク等の使用を認めるものではありません。
- (2) 使用の承認は、ロゴマーク等の使用対象物件等について市の推奨や品質保証を行うものではありません。